

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループが営む事業は、株主、従業員、顧客、債権者、そして地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの信頼関係の構築が必要不可欠であると考えております。当社グループでは、社会的信用に応えるべく、健全で透明性が高く、経営環境の変化に迅速かつ確に対応できる経営管理体制の構築が重要な経営課題のひとつと認識しております。

経営の意思決定や取締役の業務執行の監督、内部統制の体制整備及び高い倫理感を持って行動するための「行動指針」「行動基準」を定めるなど、経営の健全性及び効率性並びに透明性を高めるためにグループ全体で取り組んでおります。

また、当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることを目的に、2017年6月22日開催の第53期定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で監査等委員会を構成し、監査機能を一層充実させております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使、招集通知の英訳】及び【補充原則3-1-2 英語での情報開示・提供】

当社の株主構成における海外投資家比率は10%未満と低く、現状では議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳はしていません。今後、海外投資家が相当数を超えるなどの状況に応じて対応を考えてまいります。

【補充原則1-2-5 機関投資家の株主総会での議決権行使】

当社の株主総会の議決権は、株主名簿に記載された株主が有することとなっています。よって、信託銀行名義の機関投資家が株主総会へ出席することは原則認められておりません。但し、あらかじめ株主総会への出席の申し出があり、かつ当該者が実質的な株主であることが確認できた場合には、株主総会会場での議決権行使等を認めることを信託銀行と協議しつつ検討していきます。

【補充原則4-1-3 最高経営責任者(CEO)等の後継者の計画】

当社は具体的な後継者計画は定めていませんが、取締役会は各取締役の業務執行状況の監督を通じて、後継候補者の資質・能力を評価し、最適な人物を選定してまいります。後継者計画を策定・運用する場合には、取締役会が積極的に関与してまいります。

【補充原則4-2-1 業績連動報酬、現金報酬と自社株報酬の適切な割合設定】

当社は、報酬の決定にあたって、各人の役位、勤続年数、外部機関が提供する各種調査資料を参考にし、業績及び業績への各人の貢献度などの諸般の事情を勘案して、株主総会で決議された総額の範囲内において取締役会にて決定しております。

また、2019年6月25日開催の第55期定時株主総会において、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。今後さらに、報酬全体の構成・割合等も含めて検討してまいります。

【補充原則4-10-1 指名・報酬等に関する独立社外取締役の関与】

当社は取締役8名のうち2名が独立社外取締役であり、取締役会の過半数に達していませんが、指名・報酬などの検討をする任意の諮問委員会等を設置していません。今後、指名・報酬などの特に重要な事項に関して、独立社外取締役の適切な関与・助言を得るための任意の仕組みについて検討してまいります。

【補充説明4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価、結果概要の開示】

現在、取締役会全体の実効性について分析・評価は行っていませんが、今後取締役会の機能を向上させるという観点から、評価手法も含めて検討してまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、決算説明会等を通じて株主や投資家に対して、業界環境や今後の事業戦略、業績予想等(売上高、営業利益、経常利益等)を説明しております。現在、中期経営計画は策定しておりますが、廃棄物処理施設の設置は行政による許可を伴うため、設置許可取得のタイミング等によっては、中長期の業績に大きく影響することから公表はしていません。設置許可取得のタイミング等につきましては、定期的に投資家に開示することで、投資家の判断に資する開示方法を今後も実施してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

現在当社は政策保有株式を保有していません。現時点では政策保有株式を保有する予定はありませんが、今後政策保有株を取得する場合には、取締役会にて十分に検討・審議し、当社の企業価値を高める上で必要と判断された場合に実施する予定であります。また、その議決権行使についても、個別に各議案について検討し行使内容を決定いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、新たに関連当事者等との取引を開始する場合は、予め取締役会等で当社と関連当事者との関係、取引の内容、金額及びその必要性等についての適正性に関して確認を求め、その承認のもとに実施しております。また、継続的な取引については、管理部が監視しております。

取締役会では、示された取引ごとに適正性及び必要性を判断するとともに、監査等委員及び監査等委員会においても厳格な監査を行っています。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定拠出年金制度を導入しており、アセットオーナーとしての機能を発揮する局面はありません。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念や行動指針、行動基準を当社のホームページに開示しています。経営計画は決算資料等で開示し、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、コーポレートガバナンス報告書で開示してまいります。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社では、全ての株主に対して実質的な平等性を確保するため、積極的な情報開示や、円滑な議決権行使ができる環境の整備などに努めております。

取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続き

取締役の報酬は、監査等委員でない取締役・監査等委員である取締役それぞれ、株主総会の決議により定められる報酬総額の限度内で、業績・経営内容等を勘案して、監査等委員でない取締役は取締役会にて、監査等委員である取締役は監査等委員会で決定しています。

経営陣幹部と取締役候補者の選解任議案の提案を行うにあたっての方針と手続き

取締役候補者については、業界経験、専門知識、人格、多様性等の判断をもとに、役員規程に定めた手続きにより選任及び解任をいたします。

取締役会が上記を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・解任・指名についての説明

取締役候補の選任・解任・指名に際しては、個々の選任・解任・指名理由を株主総会招集通知にて開示しています。

【補充原則4 - 1 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、法令、定款及び取締役会規程で定める事項並びにグループ会社の重要事項等を決定しています。また取締役会規程、取締役会付議基準等により取締役会から代表取締役及び取締役に対する委任の範囲を定めており、取締役会で決議された業務執行事項については、当社並びにグループ会社の業務担当取締役が対処しています。

【補充原則4 - 3 - 2 CEOを選任するための客観性・適時性・透明性ある手続きの確立】

当社では、独立した諮問委員会を設置しておりませんが、CEOの選任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、取締役会において、独立社外取締役の適切な関与・助言を得た上で、資質を備えたCEOを選任しております。

【補充原則4 - 3 - 3 CEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続きの確立】

当社では、CEOを解任するための一律の評価基準や解任要件は定めておりません。

万一、CEOが法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合には、独立社外取締役が出席する取締役会において十分な審議を尽くした上で、決議することとなります。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役については、会社法、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立性基準を当社の独立性の判断基準としております。そしてこの基準を充たしていること、実質的にも独立性があると判断されること、実績・経験・見識からして取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できること等を充たす人物を、独立社外取締役の候補者として選定しております。

また株主総会招集通知、有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】

当社の取締役会は、取締役8名のうち社外取締役は2名で構成されております。

取締役候補者については、業界経験、専門知識、人格、多様性等の判断をもとに役員規程に定めた手続きに則り選任しております。監査等委員である社外取締役については、法曹、会計、税務等の知見をもとに選任しております。

【補充原則4 - 11 - 2 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】

取締役の兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書にて毎年開示を行ってまいります。現在、他の上場会社の役員を兼任する取締役はおりません。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役(監査等委員である取締役を含む)に対して必要なセミナー、研修会への参加や関係団体等との交流会への参加の機会を提供し、各取締役の自己研鑽をサポートしております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るためには、適時に情報を開示し、株主との信頼関係を構築することが重要であると考えています。代表取締役社長は、株主や投資家との対話(面談)を通じ、経営方針やビジネスモデル、社会貢献活動等の取り組みを説明し、当社を深く理解していただくことで長期の安定株主の構成に繋がるものと考えています。株主や投資家に対しては、決算説明会を半期ごとに1回開催するとともに、要望に応じ個別面談を実施しています。また、IR活動により、株主及び投資家から得られた意見や要望は、必要に応じて、IR担当取締役より、取締役会へ報告されます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社フォンスアセットマネジメント	8,190,000	30.80
熊谷 勝弘	4,188,600	15.75
熊谷 由起子	1,371,800	5.16
熊谷 裕之	1,309,370	4.92
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT(常任代理人香港上海銀行東京支店)	1,092,600	4.11
ミダック従業員持株会	819,740	3.08

矢板橋 一志	605,840	2.28
加藤 恵子	603,680	2.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	568,500	2.14
株式会社静岡銀行(常任代理人日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	507,000	1.91

支配株主(親会社を除く)の有無	熊谷 勝弘
親会社の有無	なし

補足説明 **更新**

- (1)上記【大株主の状況】は2021年7月20日時点の株主名簿の状況であります。
(2)当社は2021年7月20日時点で自己株式179,360株保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との取引等を行う際は、一般の取引と同様に適正な条件のもとに行うことを基本方針として、当社及び少数株主に不利益とならないよう法令・規則を遵守し、かつ、取引内容及び取引の妥当性等について審議の上、取引の是非を決定することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
石川 真司	弁護士													
奥川 哲也	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石川 真司				石川真司氏は、弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、中立的な立場から客観的な意見を述べ、職責を適切に遂行できるものと判断し選任しております。また一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
奥川 哲也				奥川哲也氏は、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、中立的な立場から客観的な意見を述べ、職責を適切に遂行できるものと判断し選任しております。また一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査室との連携により監査を実施するため、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置いておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、内部監査室並びに会計監査人の三者は、適時、打合せの機会を設けることなどにより、情報の共有を積極的に実施し、会社の課題の早期解決に資するようお互いの監査の実効性と効率性の向上を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の取締役(監査等委員を除く)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

また、株価上昇及び業績向上への貢献意欲を高めることを目的として、役員報酬から役員持株会への拠出を推奨しております。

ストックオプションの付与対象者

親会社の従業員、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

2020年9月17日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的として、当社及び当社子会社の従業員28名、新株予約権の数84個を無償にて新株予約権を発行するものであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2021年3月期における役員報酬

取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	5名	102,942千円
取締役(監査等委員)(社外取締役を除く)	1名	6,225千円
社外役員	2名	5,700千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役(監査等委員を除く)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

基本方針

当社の取締役の報酬は、基本報酬を軸に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

(基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役(監査等委員であるものを除く)の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、基本給、総資産額、業績に与える貢献度等を総合的に勘案して決定するものとする。

なお、報酬の決定プロセスは、2017年6月22日開催の第53期定時株主総会において、取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬限度額(使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く)は年額200百万円以内とするの決議を条件とし、毎年定時株主総会後の取締役会にて各取締役の具体的報酬額の決定を代表取締役社長へ一任することを決定している。また、監査等委員会において取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬に関して当社監査等委員会規則第3条第四項及び法令に基づき審議した結果、相当であるとの意見をもって最終決定している。

業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、廃棄物処理事業である最終処分場を主業とし、最終処分場の埋立残容量と利益のバランスを重視する当社ではそぐわないと判断したため、現状では支給しない方針とする。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式(リストラクテッド・ストック)とする。

当社の取締役(監査等委員であるものを除く)を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の一層の価値共有を進めることを目的とした譲渡制限付株式報酬制度を第55期定時株主総会での決議により、その報酬限度額(年額200百万円以内)の範囲内、譲渡制限期間は4年間から20年までの間で当社の取締役会が予め定める期間を原則として支給することとする。

金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会で委任を受けた代表取締役社長は、監査等委員会において取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬に関して当社監査等委員会規則第3条第四項及び法令に基づき審議した結果を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分とする。なお、非金銭報酬等は、取締役会で取締役の個人別の割当株式数を決議する。

【社外取締役のサポート体制】

管理部、経営企画部、内部監査室が情報伝達窓口となり、適宜対応いたしております。

取締役会に関する資料につきましては、開催前に配布しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
矢板橋 一志	相談役	当社の要請に応じた助言及び支援	常勤・報酬有	2019/03/31	1年毎の更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1名

その他の事項

長年に渡り当社の経営基盤の強化並びに廃棄物処理事業の拡大に携わってきた豊富な経験に基づき、当社の要請に応じて助言を行うことがあります。ただし、経営のいかなる意思決定にも関与しません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会は取締役(監査等委員である取締役を除く)5名(男性4名、女性1名)及び監査等委員である取締役3名(男性3名)で構成され、毎月1回以上開催し、経営の基本方針、法令により定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定しております。
2. 監査等委員会は常勤監査等委員1名、監査等委員(社外取締役)2名で構成され、原則として毎月1回開催しております。監査等委員である取締役は、取締役会及び他の重要な会議へ出席し、取締役の業務執行状況の監査を行っております。なお、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。
3. 当社グループの全取締役及び当社グループの主要幹部をメンバーとして毎月1回、グループ経営会議を開催しております。毎月の予算実績管理、部門計画の進捗管理を行う他、社内の全ての重要事項について審議又は意見交換を行っております。
4. リスク管理委員会を3ヶ月に1回以上開催し、当社を取り巻く経営リスクの検証を行い、そのリスク発生防止のため組織的且つ適切な予防策を講じるよう努めております。
5. 代表取締役社長の直属の安全管理室を設置し、社内の労働安全や衛生上の問題点抽出や改善への取組み状況の確認を実施しております。
6. 代表取締役社長の直属の内部監査室を設置し、専任の2名で「内部監査規程」に基づき、自部門を除く全ての部署を対象に内部監査を計画的に実施し、監査結果は代表取締役社長及び監査等委員会に報告されております。
7. 会計基準に準拠した適正な会計処理を行うべく、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し会計監査を受けております。

業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 郷右近 隆也

指定社員 業務執行社員 石黒 宏和

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名

会計士試験合格者等 3名

その他 11名

8. 当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)は法令が規定する金額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会及び監査等委員会を設置し、取締役会の議決権を有する監査等委員である取締役が取締役会に出席することで、取締役会の監督機能を強化し、経営の健全性、透明性の向上を図ることが可能である判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は法定期限より早期に発送するように努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日を回避した早期日程設定に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	基本方針、情報開示の基準、沈黙期間等を定めたディスクロージャーポリシーを当社ホームページに公表いたします。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年数回開催しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算に関する情報、適時開示情報、株主総会の招集通知を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部にIR担当者を配置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	高い倫理を持って行動するための「行動指針」「行動基準」及び環境改善活動を継続的に推進するための「環境方針」を定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR報告書を毎年作成し、当社グループの環境及び社会的側面に対する取り組み、成果を報告しています。なお、CSR報告書は、当社のホームページに掲載しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページにディスクロージャーポリシーとして開示しております。
その他	当社は年齢、性別などにかかわらず、能力と実績を基にした採用、配属、登用を行っています。その一環として、女性が能力を発揮できる働きやすい職場環境の充実に取り組んでいます。また、育児支援を積極的に進め、厚生労働大臣より「子育てサポート企業」として、プラチナくるみんの認定を受けております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「企業は公器である」との基本理念に基づき、当社に関わるすべてのステークホルダーに対して責任ある経営を実現し、長期的な企業価値の拡大のために努力しております。その目的を実現させるためには、株主の権利と利益を守るための健全な経営とそれを裏付ける経営監視機能及び適時適切な情報開示が最重要課題の一つであると認識しております。

この課題を達成するために、当社は各会議体が形骸的なものになることを排し、取締役、幹部社員に積極的な発言を行うことを奨励しております。また、日常的にも意思疎通を緊密にし、忌憚のない意見交換ができる自由な雰囲気醸成することを心がけております。社長からの一方的な指示命令や馴れ合いの議論を排除し、リスクを考慮したうえで迅速な意思決定を行うとともに、相互の牽制を効かせることができる組織の構築を図っております。

その一方で当社は、監査等委員会を設置し監査等委員である取締役につきましては、それぞれの経験から、経営に対して厳格なチェックを行っております。また、内部監査室による内部監査を行っております。

このような体制とすることで、迅速な意思決定と経営監視機能の充実を図り、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。なお、情報開示につきましては、ステークホルダー間に情報格差が生じないよう適時公正な情報開示を心がけてまいります。

会社の機関の状況及び内部統制システムの整備の状況

当社は、2017年6月22日開催の定時株主総会決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。

イ. 取締役会

当社の取締役会は8名で構成されており、毎月1回定時取締役会を開催し、経営に関する重要事項の討議、業務執行の監督を行っております。また、必要ときは機動的に臨時取締役会を開催しております。なお、当社の取締役(監査等委員である取締役を含む)は企業統治上必要最小限と認められる人数としており、取締役会において活発な議論を行っております。

ロ. 経営会議

毎月1回、当社の全取締役及び当社グループの主要幹部をメンバーとしてグループ経営会議を開催しております。ここでは毎月の予算実績管理、部門計画の進捗管理を行うほか、社内のすべての重要事項が審議又は意見交換され、当社全体としてのベクトルを合わせるとともに経営上のリスクについても検討しております。

ハ. 監査等委員会

当社の監査等委員会は常勤監査等委員1名と監査等委員2名(社外取締役)で構成され、策定した監査計画に基づき常勤監査等委員が監査を実施、月1回開催される監査等委員会にて報告、協議しております。

なお、常勤監査等委員の井上正弘は当社の経理部長及び旧親会社の株式会社ミダックホールディングスの経理部長を2003年4月から2006年3月まで勤め、通算29年にわたり決算手続及び財務諸表の作成等に従事し、また、監査等委員の石川真司は、弁護士としての資格を有しており、監査等委員の奥川哲也氏は、税理士の資格を有しており、各々専門的な知識と経験を有しております。

当社は、実態に即した迅速な経営とモニタリング強化の両立が図られ、従来の意思決定スピードを損なうことなく、経営における透明性、法令及び企業倫理遵守等の一層の向上が得られていると考えております。また、監査により、経営陣自らが法令等を遵守した経営を為しているかどうかを再確認するとともに、各部署等において会社の方針、規程に沿った業務遂行がなされているかどうかを検証しております。

ニ. 内部監査

当社は内部監査室による内部監査を実施しております。内部監査の専従人員は2名であります。

内部監査室は、自部門を除く全ての部署を対象に内部監査を計画的に実施し、監査結果は代表取締役社長及び監査等委員会に報告されております。また、被監査部門に対する具体的な助言、勧告を行い、改善状況を確認するなど、効果的な内部監査を実施しております。

ホ. 会計監査

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、会計監査を受けております。

ヘ. 監査等委員会監査、内部監査及び会計監査の状況

内部監査については、各部署が経営方針、社内諸規程並びに関係諸法令に準拠し適正に運営されているかについて、計画的かつ網羅的に書類監査及び実地監査を実施することにより、経営の合理化及び効率化に資するとともに、内部統制の充実を図っております。

監査等委員会監査については、取締役の業務執行について客観的な立場での監督と適正な監視を行っております。また、取締役会に限らず社内での重要な会議等に出席し、多角的な視点から取締役の業務執行を監視するとともに、定款・法令等の遵守状況について厳格に監査しております。

会計監査については、会計基準に準拠した適正な会計処理を行うべく、有限責任監査法人トーマツによる会計監査を受けております。会計監査人と当社との間には特別の利害関係はなく、会計監査人と当社との間で、監査契約を締結し、それに基づき報酬を支払っております。

なお、監査等委員会、内部監査室並びに会計監査人の三者の連携については、適時、打合せの機会を設けることなどにより、情報の共有を積極的に実施し、会社の課題の早期解決に資するように互いの監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

ト. 内部統制システムの整備の状況

当社は、次のとおり「内部統制システムの構築に関する基本方針」を制定し、コーポレート・ガバナンス体制の充実に取組んでおります。

a. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(a) 取締役会は、法令及び定款を遵守し職務権限規程並びに取締役会規程に従い、経営に関する重要事項を討議、決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

(b) 代表取締役社長は、取締役会規程に従い毎月1回の定時取締役会及び必要ときは機動的に臨時取締役会を招集し、業務執行の状況を取締役に報告しております。

(c) 監査等委員である取締役は、法令又は定款もしくは監査等委員会規則の定めに従い、取締役の業務執行について客観的な立場での監督のもと適正な監査を実施しております。なお、監査の実施に関しては、必要に応じて内部監査室と連携を図る体制となっております。

(d) 役職員が、すべての法令及び定款を遵守し高い倫理観を持って行動するために、「行動指針」「行動基準」を制定するとともに、リスク管理規程を定め周知徹底を図ることで日常の業務におけるリスク管理を行っております。

(e) 企業倫理ヘルプライン規程を定め、通報体制として常勤監査等委員である取締役が窓口となる「ヘルプライン」を社内設置するとともに、会社が契約する社外の弁護士事務所にも通報できる体制を整備しております。

(f) 内部監査規程に基づき、各部署が経営方針、社内諸規程並びに関係諸法令に準拠し適正に運営されているかについて、内部監査室は定期的に内部監査を実施し代表取締役社長及び監査等委員である取締役に對し、その結果を報告しております。また、内部監査室は、監査結果により判明した問題点と改善状況についてフォローアップ監査を実施しております。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報(議事録、稟議書及びそれらの関連資料、会計帳簿・会計伝票及びその他の情報等)を文書又は電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し保存しております。取締役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧することができる体制となっております。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を設置しコンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ等、当社が直面する、あるいは将来発生

する可能性のあるリスクを識別し、識別したリスクに対して組織的かつ適切な予防策を講じるよう努めております。

(b) 地震等の自然災害や不測の事故による損失の発生に備えるため、事業継続計画(BCP)を策定し、緊急事態発生時の対応を定めております。また、リスクが現実化し重大な損害の発生が予測される場合には、速やかに代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置する等、被害回避及び被害拡大の防止に努めております。

(c) 個人情報保護規程等に基づき、個人情報漏洩による損失の発生防止を図っております。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 中期経営方針に基づき、年度方針・目標を設定しております。また、グループ経営会議を毎月1回開催し、当社の全取締役及び当社グループの主要幹部が出席し各社・部署より、毎月の予算の達成状況、予算及び実績の差異分析結果や業績並びに部門計画の進捗状況と改善策を報告させ、具体的な施策を講じる体制となっております。

(b) 取締役会規程に従い、毎月1回の定時取締役会及び必要ときは機動的に臨時取締役会を招集し、経営に関する重要事項を討議、決定するとともに取締役の職務の執行状況の監督を行う体制となっております。

(c) 組織規程及び業務分掌規程並びに職務権限規程により、取締役の職務執行の効率性を確保しております。

e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 当社グループは、高い倫理観を持って行動するための「行動指針」「行動基準」及び関係会社管理規程に基づいてグループ会社を管理する体制となっております。

(b) 当社の全取締役及び当社グループの主要幹部をメンバーとするグループ経営会議を毎月1回開催し、業務の状況に加え重要事項等についてグループ会社から報告させるなど、グループ運営の適正を確保する体制を整えております。

(c) グループ会社におきましても、当社の内部監査室による定期的な内部監査を実施しており、監査結果は当社の代表取締役社長及び監査等委員である取締役に報告する体制となっております。

(d) 当社の監査等委員である取締役は、グループ会社の取締役及び監査役と連携し監査を実施するとともに、監査結果について都度、意見交換するなど監査の充実と強化に努めております。

f. 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(a) 監査等委員である取締役を補助する専任の使用人は設置していませんが、監査等委員である取締役から監査業務に必要な使用人の設置を求められた場合は、監査等委員である取締役と協議の上、専任もしくは兼任の従業員を配置することとしております。

(b) 監査等委員である取締役を補助する使用人を選定した場合は、その使用人に対する指示命令は、その監査業務の範囲内において監査等委員である取締役に帰属するものとしております。

g. 取締役及び使用人等並びに子会社の取締役及び使用人等が当社の監査等委員である取締役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(a) 監査等委員である取締役は、監査等委員会規則に従い、取締役会及びその他重要な会議に出席し、取締役及び使用人より、職務の執行状況を聴取するとともに、関係資料を閲覧できる体制となっております。

(b) 監査等委員である取締役は、議事録、稟議書及びそれらの関連資料等の業務執行に関わる書類等の閲覧を行い、取締役及び使用人に説明を求めることができる体制となっております。

(c) 当社を含む、グループの取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人は、法令及び定款違反並びに不正の事実に加え、業績に重大な影響を及ぼす事項について、監査等委員である取締役に速やかに報告するものとしております。なお、報告に関わらず、監査等委員である取締役は、取締役及び使用人に対して、必要に応じて、説明を求めることができる体制をとっております。

(d) 上記報告がヘルプラインその他手続きで本人以外であった場合は、企業倫理ヘルプライン規程に準じて、報告をしたことを理由に、当該報告者が不利益な扱いを受けることがないよう保証しております。

h. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役がその職務の執行につき当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当社は請求に係る費用又は債務が当該監査等委員である取締役の職務執行に必要なものと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行うこととなっております。

i. その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査等委員である取締役及び会計監査人並びに内部監査室は、監査の実施において互いに連携する体制となっております。

(b) 監査等委員である取締役(監査等委員会)は、代表取締役社長、会計監査人と必要に応じ会合をもち意見交換を行う体制となっております。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理体制の主管部署として安全管理室を設置しており、代表取締役社長を委員長、当社の取締役及び当社グループの主要幹部を委員とするリスク管理委員会を設置して、3ヶ月に1回以上の会合の場で、組織横断的に経営リスクの検討を行い、より具体的な作業を各部門にて対応しております。

また、安全衛生の適正な管理の観点から、事業部長を委員長、各職場から最低1名を委員とした安全衛生委員会を設置して、毎月1回の会合の場で、社内の労働安全や衛生上の問題点抽出や改善への取組み状況の確認を実施しております。

さらに、各部署において、それぞれの業務に存在するリスクを最小限化するための取組みを実施しており、例えば、ISO14001の認証・維持をすることにより、それぞれの業務におけるリスク対応を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社グループは、行動基準に「社会の秩序や企業の健全な活動に反する団体や個人に対して、毅然とした態度で接します」と定めており、不当要求には毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の排除に取組んでおります。

2. 当社グループは、反社会的勢力対応規程、反社会的勢力調査マニュアル、反社会的勢力対応マニュアルを定め、これを運用することにより、反社会的勢力と係わりのある企業、団体、個人の排除に努めております。

3. 当社グループは、所轄警察署や暴力追放運動推進センター及び顧問弁護士等の外部専門機関とも連携し情報共有を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

1. 基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から付託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

2. 買収防衛策の概要

(1) 目的

当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者（買収者）が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社が大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

(2) 骨子

当社株式等の20%以上を買付けしようとする買収者が遵守すべきルールを策定し、買収者がその手続きを遵守しない場合、また、当該大規模買付行為が当社の企業価値を毀損するか株主共同の利益に反するものである場合には、当社として対抗措置をとる旨を事前警告するものです。

(3) 導入に係る手続

株主の皆様のご意思をより反映させるという観点から、2020年6月29日開催の当社第56期定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入することに関して承認を得て導入しました。

(4) 有効期間

2020年6月29日開催の当社第56期定時株主総会における承認決議の時から2023年6月開催予定の定時株主総会終了の時までとします。

(5) 対抗措置

新株予約権の無償割当てを行い、買収者以外の株主に新株を交付し、買収者の保有割合の希釈化を行います。

(6) 独立委員会

買収者への対抗措置の発動に関し、取締役会の恣意的判断を排するため、業務執行を行う経営陣から独立した独立委員会を取締役会の諮問機関として設置しています。

(7) その他

本買収防衛策の詳細につきましては、下記のURLに掲載しています。

<https://ssl4.eir-parts.net/doc/6564/tdnet/1839890/00.pdf>

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制について】

情報開示については、「適時開示規程」及び「インサイダー取引規程」を制定し、重要事実の適切な管理とインサイダー取引の未然防止に努めております。

情報の取扱いに関しては、経営企画部を適時開示担当部署（情報取扱責任者：経営企画部担当取締役）として定めております。

適時開示情報の内容は、次の通りであります。

(1) 決定事実に関する情報

当社の取締役会において当該事項についての決定がなされ、開示が必要と判断された後直ちに、情報取扱責任者において開示を行います。

(2) 発生事実に関する情報

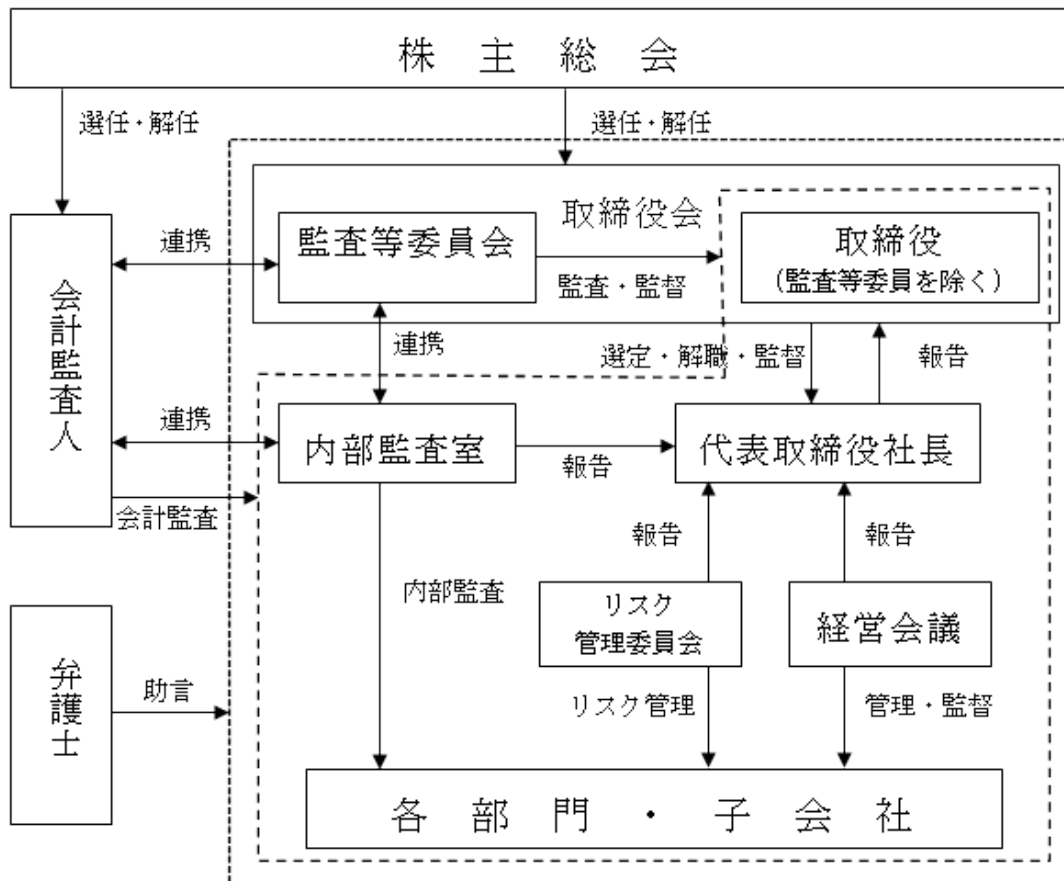
情報取扱責任者は、執行責任者（代表取締役社長）と協議のうえ、監査等委員による開示有無に係る意見陳述の後、開示が必要と判断した場合は、直ちに開示を行います。

(3) 決算に関する情報

年度決算、四半期決算に係る情報並びに業績予想及び配当予想に係る情報は、取締役会において承認がなされた後直ちに、情報取扱責任者において開示を行います。

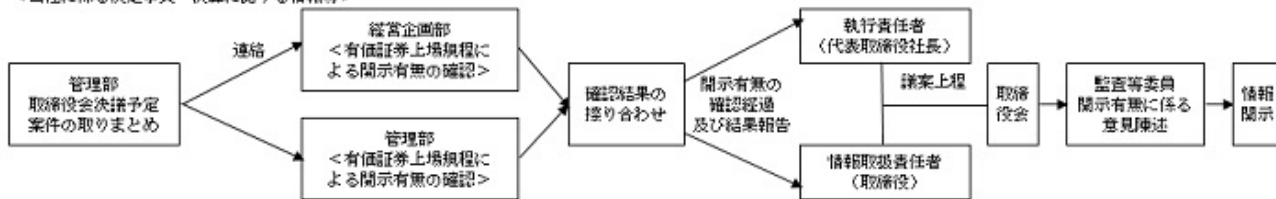
(4) その他に関する情報

原則、(1)決定事実に関する情報の判断と手続きに準じます。

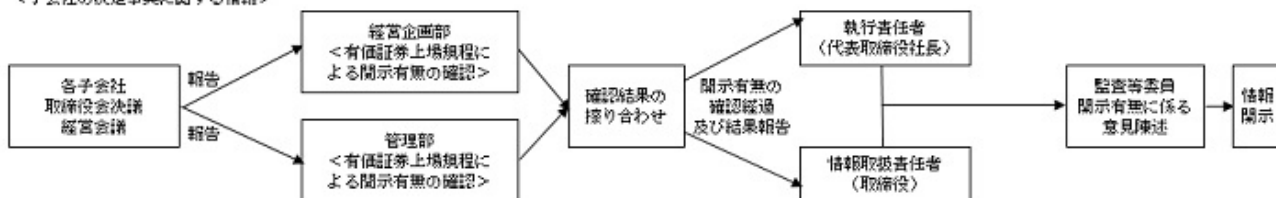


【株式会社ミダック 適時開示体制の概要（模式図）】

<当社に係る決定事実・決算に関する情報等>



<子会社の決定事実に関する情報>



<当社グループに係る発生事実にに関する情報>

